

日本共産党市議団の田中のぞみです。

会派を代表して、予算特別委員会における意見表明をします。

以下の予算及び、条例の制定については反対します。理由については、本会議の採決に際し、討論させていただきます。

甲第3号議案 令和6年度岡山市一般会計予算のうち、

<匿名加工情報に関わる>

歳入第18款使用料及び手数料第2項手数料第2目総務手数料中、行政機関等匿名加工情報手数料 1100万余

歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、電算機管理委託料中、匿名加工情報に関わる1100万円余

<家庭系ごみ有料ゴミ袋に関わる>

歳入第18款使用料及び手数料第2項手数料第2目総務手数料中、家庭系ごみ処理手数料 9億3,335万円余

並びに、第4款衛生費第5項清掃費、第1目清掃総務費中 家庭系ごみ有料化事業費4億7100万円余及び、関連債務負担

<自衛隊募集事務に関わる>

歳入第19款国庫支出金第3項委託金第2目総務費委託金中、自衛官募集事務費委託金 15万余

並びに、関連歳出

<学力アセス実施に関わる>

第10款教育費、第1項教育総務費、第5目事務局費中、学力調査委託料5800万円並びに、関連債務負担、

<学校給食調理の民間委託に関わる>

歳入第23款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金中、1565万余

並びに、

歳出第10款教育費、第30項保健体育費、第15目学校給食費、学校教育施設等整備基金運営費中、190万円余、同じく、給食業務委託料 12億3638万円余、

<自校調理廃止を伴う巨大給食センター建設に関わる>

歳入第26款市債、第1項市債、第10目教育債、保健体育債学校給食センター建設費充当

1億4090万円

並びに、歳出第10款教育費、第30項保健体育費、第15目学校給食費中、学校給食センター建設費1億6千万円及び、関連債務負担、

<市立幼・保園の統廃合・民営化に関わる>

歳出第3款民生費、第10項児童福祉費、第16目認定こども園費中、南輝認定こども園をのぞく19億6120万円

同じく、第1目児童福祉総務費中、私立保育園建設費補助金のうち、馬屋下幼稚園分を除く6億1135万円余

歳入第26款市債、第1項市債、第3目民生債、保育園・幼稚園一体型施設整備事業費充当並びに、私立保育園施設整備事業助成費充当中 関連費

<瀬戸内市新火葬場建設に関わる>

歳入第26款市債、第1項市債、第4目衛生債中、斎場整備費充当2億2500万円、

及び、歳出第4款衛生費、第1目保健衛生費、第30目火葬場費中、斎場施設関連整備費2億4454万円、

<北斎場の地元対策費として>

第8款土木費、第10項道路新設改良費、単独道路改修事業費中、新斎場関連事業1170万円余

<路面電車の駅前乗り入れに関わる>

第8款土木費、第20項都市計画費、都市交通戦略事業費中、路面電車の岡山駅前広場への乗入れ事業費33億円余、および関連債務負担

<苫田ダムからの受水に関わる>

歳入第23款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目特別会計繰入金中、水道事業会計繰入金1869万円

歳入第26款市債、第1項市債、第4目衛生費中、岡山県広域水道企業団水源開発出資金充当2億7400万円

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第20目企画費中、吉井川水源地域対策基金負担金346万円

歳出第4款衛生費、第15項上水道整備費、第1目上水道整備費中、岡山県広域水道企業団運営費等負担金1929万余

同じく、岡山県広域水道水源開発等出資金2億7407万余

に反対のため、甲第3号議案には反対を表明します。

続いて

＜国保料の値上げに関わる＞

甲第4号 令和6年度岡山市国民健康保険費特別会計予算について、と

甲第28号 岡山市健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、

＜後期高齢者医療制度の保険料値上げに関わる＞

甲第12号 令和6年度岡山市後期高齢者医療費特別会計予算について

＜水道料金の値上げと苦田ダムからの受水に関わる＞

甲第16号 令和6年度岡山市水道事業会計予算について

＜マイナンバーの利用拡大に関わる＞

甲第21号 岡山市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

＜市立保育園、幼稚園の廃止に関わる＞

甲第54号 岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について

＜高齢者施設、障害者施設における管理者の配置基準を緩和する条項を含む＞

甲第30号、岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第32号、岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第35号、岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第37号、岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第41号、岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

甲第42号、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第43号、岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第 44 号、岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第 45 号、岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第 47 号、岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

甲第 48 号、岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

甲第 49 号 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

について、

反対の意見を表明します。以上です。